

男女共同参画の推進に関する事業の進捗状況評価シート(令和6年度)

資料2

基本目標1【男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくり】

1-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識の醸成

1-1-① 男女共同参画に関する教育・啓発の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男女共同参画に関する講座や啓発活動の推進	男女共同参画の推進に資する市民講座の開催	男女共同参画についての学習機会を提供し、地域での男女共同参画を進める。 男女共同参画の専門的な講座は埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま)で開催しているため、市では、親しみやすいテーマの講座を開催する。	3月にきたもと男女共生塾を開催し、30名集客する。				人権推進課
	男性に向けた男女共同参画の情報発信	講座や広報紙等を通じて、男性にとっての男女共同参画についての啓発を行う。	・性別に関わりなく興味を持てる内容で、男女共同参画情報紙「シンフォニー」を30,000部作成し、各世帯へ配布を行う。 ・3月に開催するきたもと男女共生塾を、性別に関わりなく関心を持てる内容にする。				人権推進課
			生涯学習人権講座研修会等の講座や人権教育資料等の広報媒体で、男女共同参画、人権尊重に関する啓発を行う。				生涯学習課
	男女共同参画に関する法令、条例の周知	さまざまな機会を通じて、男女共同参画に関する法令、条例の周知を図る。	・男女共同参画に関する法令及び条例について、市ホームページへ掲載を行う。 ・6月に男女共同参画推進パネル展を開催し、男女共同参画に関する法令、条例についてのパネルの展示を行う。				人権推進課
	男女共同参画コーナーの充実・利用促進	男女共同参画推進拠点施設の充実及び利用促進を図る。	・庁舎2階に開設している男女共同参画コーナーにおいて、男女共同参画に関する書籍やチラシ等を配架し、市民に対する情報発信を行う。 ・男女共同参画コーナーについて、市ホームページへの掲載を行い周知を図る。				人権推進課

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男女共同参画に関する講座や啓発活動の推進	男女共同参画の推進に資する啓発の開催	男女共同参画社会の重要性を啓発するため、パネル展を開催する。	6月の男女共同参画週間に合わせ、パネル展を開催する。				人権推進課
広報紙・ホームページ等による男女共同参画に関する広報活動の推進	市の刊行物等における男女共同参画の視点の徹底	市から発信する情報について、男女共同参画に配慮したものにするため、職員の意識啓発を行う。	県作成の「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を各部署に周知する。				人権推進課 関係各課
	男女共同参画情報紙の発行	男女共同参画社会実現にむけて、男女共同参画の推進をあらゆる分野で進める必要性について、市民の理解と意識啓発を図るために啓発情報紙を発行する。A4版のものを年1回発行し、全戸配布。編集を行う編集委員については公募する。	市民編集協力員とともに男女共同参画情報紙「シンフォニー」を発行し、1月に各世帯へ配布する。				人権推進課
	広報紙やホームページを利用した意識啓発	男女共同参画社会の実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。必要に応じて男女共同参画社会に関する情報及び啓発記事を広報やホームページに掲載する。	・男女共同参画情報紙「シンフォニー」及び市ホームページに男女共同参画に関する記事を掲載し周知を行う。 ・男女共同参画に関する各イベント等の情報について、ホームページ等に随時掲載する。				人権推進課
	広報紙やホームページを通じた家庭教育情報の提供	人権尊重の高揚と男女共同参画社会実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。性による差別は、基本的人権を侵害するものであり、人権尊重意識を社会に浸透させることが重要であることを周知する。また、男女共同参画社会実現に向け、広く市民に意識啓発を進める。	人権教育資料(人権教育推進委員会広報)「ふれあい」について、「男女共同参画」に言及するなど人権教育資料の内容を精選し、継続発行を行う。また、男女共同参画社会実現に対し、男女共同を意識した実践に向け、広く市民への意識啓発活動を行う。				生涯学習課
事業所等に向けた男女共同参画意識の高揚	男女共同参画の推進等に取り組む事業所認証制度の運用・周知【新規】	男女共同参画の推進に取り組む意識を高めるため、男女共同参画の推進に取り組む事業所を認証する制度を運用及び周知する。	・男女共同参画の推進に取り組む事業所を認証する制度の周知を行う。 ・男女共同参画推進者認証制度を利用する事業所を1件増やす。				人権推進課

1-1-②男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	保育所等における男女平等意識の形成【新規】	ジェンダーバイアスを次世代に引き継がないよう、男女の役割に関する固定的な観念やそれに基づく差別、偏見、行動等のない保育を実施するため、保育に携わる側である保育士等がこれらの対応を学ぶことを目的として、園内学習や研修会等へ参加する。	年度ごとに研修を受講した保育士が職員会議等で情報共有を行い、対応を学ぶ。				保育課
	男女平等の視点を取り入れた学校教育・保育の推進	男女混合名簿や呼名時の順番で男女分けを行わないことなどを通して、男女の性別による役割分担にとらわれない考え方を身につけることにより、男女共同参画社会の基盤づくりを進める。	名簿の作成、呼称の差をつけない保育の実施を行う。				保育課
			男女混合名簿の作成や男女分け隔てなく「さん」付けで呼ぶ等といった取組を通して、性別にとらわれない考え方を育む。				学校教育課
	男女平等教育の推進	人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、小中学校段階における男女共同参画社会の基礎づくりを推進する。人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、男女が互いに尊重し合い、差別のない社会の構築を目指す。	児童生徒の発達段階に応じた男女平等教育の指導について、各中学校区の教員間で共通理解を深める。				学校教育課
	教育相談の充実	電話や面接による教育相談を充実させ、教育、人権、育児等についての保護者や児童・生徒の悩み解消を支援する。	県配置のスクールカウンセラー、各中学校のさわやか相談員、市教育センターのカウンセラーによる相談を実施する。各小・中学校においては、教育相談期間を設け、児童生徒の状況に応じた相談活動を実施する。その他、各学校では毎月1回、なかよしアンケート(小学校)及び学校生活アンケート(中学校)を実施する。				学校教育課

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
保護者や教職員等への啓発活動	教職員研修の充実	男女共同参画の問題を人権問題としてとらえ、教職員の意識啓発と資質の向上を図る。	教職員自らが、男女平等に関する正しい理解と人権感覚を身に付けることができるようにする。				学校教育課
	保護者への啓発の充実	学校・保育所での男女共同参画推進教育を通して保護者への啓発を図る。	行事・登退園時等の保護者との関わりの中で必要に応じ情報の発信を行い、啓発を図る。				保育課
			小・中学校での男女平等に関する取組を学校だよりやホームページに掲載する。また、学校行事等で保護者に対して依頼や啓発を行う。				学校教育課
性別に基づく無意識の思い込みにとられないキャリア教育の推進	進路指導の充実	いわゆる「出口指導」としての進学・就職指導から脱却し、個に応じた進路指導を充実することによって、社会的・文化的な固定観念にとられない生き方について考える態度を身につけさせる。男女の性別によって進路が制限されたりすることのないよう、個に応じた生き方指導として進路指導を充実させ、男女共同参画社会の基盤づくりを進める。	中学生キャリアチャレンジ事業を実施する。キャリアパスポート等を活用しながら、発達段階に応じた継続的な指導方法の工夫を行う。				学校教育課
国際的な視点を持った男女共同参画の推進	国際理解教育の推進	学校において、各教科等の時間をとおして日本及び諸外国の文化・伝統等について深い理解をもち、国際社会において信頼され、世界平和と発展に貢献するような児童・生徒を育成する。	男女平等に関する活動等の啓発を行うとともに、教職員の指導力を向上させるための情報提供や研修を計画的に実施する。				学校教育課
	男女共同参画に関する世界の動向についての情報発信【新規】	世界における社会の発達や成熟に伴う男女共同参画の取組及び価値観等の変化や現状について、市民に向けて情報発信を行い、子どもをはじめとする市民に男女共同参画の意識向上を働きかける。	・6月に開催する男女共同参画パネル展において、男女共同参画に関する世界の動向についての情報発信を行う。 ・男女共同参画推進コーナーにおいて、国の刊行物等を配架し、随時情報発信を行う。				人権推進課

1-2 多様性の尊重の推進

1-2-① 性の多様性に対する理解の促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
LGBTQ (性的マイノリティ)・ 性の多様性に関する理解促進	LGBTQ (性的マイノリティ)への理解を深める情報発信	LGBTQへの理解を普及するため、広報紙やホームページ等を通じた普及に取り組む。	・LGBTQに関する講演会を開催し、30名集客する。 ・市ホームページや広報紙等にて、LGBTQに関する情報発信を行う。				人権推進課
	LGBTQ(性的マイノリティ)の推進等に取り組む事業所認証制度の運用・周知【新規】	LGBTQ(性的マイノリティ)の推進等に取り組む市内事業所を市が認証するとともに、その取組内容を市ホームページ等で発信することにより、市民や市内事業所の性の多様性に対する理解を促進する。	・北本市性の多様性尊重推進者認証制度について、ホームページ等で周知を行う。 ・性の多様性尊重者認証制度について、利用した事業者を1者増やす。				人権推進課
パートナーシップ宣誓制度の促進	北本市パートナーシップ宣誓制度の運用と周知【新規】	令和2年度に施行した北本市パートナーシップ宣誓制度の運用方法を再検討するとともに、制度について周知することで、市民の性の多様性に対する理解を促進する。	・近隣市町との自治体間連携についての検討を行う。 ・市ホームページ、男女共同参画情報紙等でパートナーシップ宣誓制度について周知を行う。				人権推進課 関係各課

基本目標2【男女がともに活躍できる環境づくり】

2-1 政策・意思決定の場における女性の活躍促進

2-1-① 市政や地域活動における女性の参画促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
審議会・委員会等委員への女性の登用推進	審議会・委員会等委員への女性の登用推進	政策、方針決定過程への女性の参画を推進するため、毎年、審議会、委員会等の女性の割合について調査を実施し、その割合を高めるよう努める。	・審議会等への女性の登用に関する調査を実施し、その報告書を庁内に配布する。 ・政策及び方針決定過程への女性の参画を推進するよう、目標について周知を行う。 ・本年度中に改選を行う審議会等の担当課に対し、個別に依頼を行う。				人権推進課関係各課
	男女の偏りのない審議会運営の推進	政策、方針決定過程で男女双方の視点から審議することによってあらゆる角度からの意見等を反映する。	・審議会等への女性の登用に関する調査を実施し、その報告書を庁内に配布する。 ・政策及び方針決定過程への女性の参画を推進するよう、目標について周知を行う。 ・本年度中に改選を行う審議会等の担当課に対し、個別に依頼を行う。				人権推進課関係各課
地域活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進	自治会活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進	住民と身近な存在である自治会は、より地域の実情に即した活動が求められている。地域の活動においては、女性の参加が見られるものの、各自治会長に女性は少なく、地域活動に女性が積極的に参加できるよう運営の支援を行う。	自治会長ハンドブックに女性役員の積極的な起用を検討するよう掲載し、併せて、研修会等の機会を通して啓発活動に努める。				くらし安全課

2-2 ワーク・ライフ・バランスの実現

2-2-① 男女がともに働きやすい職場環境の整備

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
労働者・事業主に向けた各種情報提供や周知	各種法律・制度等の周知	男女雇用機会均等法、法や制度の周知を行い、労働の場での男女共同参画を進める。	国や県の政策や制度改革等を市ホームページに掲載する。チラシの配架を通して周知を行う。				産業観光課
	北本地区埼玉県労働セミナーの充実	労使を取り巻く労働問題や社会情勢、法・制度等について、正しい理解と認識を得るためにセミナーを実施する。男女雇用機会均等法、労働基準法、育児介護休業法などの法・制度の周知と事業者へ啓発を行うことで、女性も働きやすい環境を整備し、労働の場での男女共同参画を進める。	埼玉県と共催で「埼玉県労働セミナー」を行う。市ホームページへの掲載やチラシの配架を通して労働関係法・制度に周知を図る。				産業観光課
	男性の育児休業・介護休業の取得促進	男性の育児休業・介護休業の取得促進のため、制度の周知を図る。	国や県から法改正等の情報収集を行い、市ホームページ等を通して周知を行う。送付されたリーフレット等を配架する。				産業観光課
	両立支援制度の周知	労働講座や啓発資料の配布などを通じて、事業主に対して仕事と家庭の両立支援制度の周知を行う。	市ホームページへの掲載やチラシの配架を通して周知を行う。				産業観光課
	経営者、管理職を対象とした研修会の実施	経営者や管理職を対象に、育児・介護休業の取得促進等、従業員が働きやすい職場環境の促進に向けた研修会を実施する。	埼玉県と共催で行う「埼玉県労働セミナー」などのセミナー、研修会を行う。				産業観光課

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
各種ハラスメントの防止	庁内における各種ハラスメント防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、職員が働きやすい環境整備を支援する。	ハラスメント防止や公務員倫理などの研修を1回以上実施する。				総務課 全課
	労働者・事業主に対する各種ハラスメント防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、労働者が働きやすい環境整備を支援する。	市ホームページへの掲載やチラシの配架を行う。				産業観光課
多様な働き方の普及啓発	市民や市内事業者に対する多様な働き方に関する情報発信【新規】	国や県の政策や制度改正等の情報収集を行い、情報コーナーへのチラシ配架やホームページ等を通じて、周知を図る。	国や県の政策や制度改正等の情報収集を行い、情報コーナーへのチラシの配架やホームページへの掲載を行う。				産業観光課

2-2-② 子育て支援・介護サービスの充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
地域で支える子育て環境の充実	保育所の整備	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子どもの成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支援する。	・保育ニーズの動向を注視し、必要な受入枠の確保と保育士の確保のための施策を行う。 ・多様化する保育ニーズに対応するため、利用者の希望を聴取する。				保育課
	延長保育、乳児保育、一時保育の充実	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子どもの成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支援する。	・保育ニーズの動向を注視し、必要な受入枠の確保と保育士の確保のための施策を行う。 ・多様化する保育ニーズに対応するため、利用者の希望を聴取する。				保育課
	病児、病後児保育の充実	病気治癒後、保育所での保育が困難な児童に対する保育を実施する。	現状の受入枠を確保しつつ、運営方法、利用方法等の検討を行う。				保育課
	駅前保育ステーションの充実	駅を利用する保護者の利便性に配慮した育児支援を行う。	現状の受入枠を確保しつつ、運営方法、利用方法等の検討を行う。				保育課
	ファミリー・サポート・センターの充実	市民の相互協力により、地域での子育て支援を行う。子育て支援の充実を図り、保護者の就労及び家庭生活を支援する。	・児童館においてファミリー・サポート・センター事業を実施する。 ・市ホームページ等において制度の周知を行い、利用促進や協力会員数の増加を図る。				子育て支援課
	学童保育の充実	小学校就学児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る。	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を、公設11室、民設2室において実施する。				子育て支援課

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
地域で支える介護サービスの充実	地域包括支援センターの利用促進	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、平成18年4月1日に、地域包括ケアの中核機関として介護保険法に基づき創設された地域包括支援センター(4箇所設置)の利用促進を図るため、市民等に周知を行う。	アルツハイマーデーイベントの開催や、地域包括支援センター職員の認知症推薦図書コーナーを市立図書館へ設置する等、広く地域包括支援センターの役割や活動について啓発を行う。				高齢介護課
	介護保険制度についての出前講座の開催	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	適時、出前講座の依頼を受け、普及・啓発を図る。				高齢介護課

2-2-③ 男性の子育て・介護参加への促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男性の子育て参加への促進	マタニティセミナーへの家族の参加促進	安心・安全な妊娠期間を過ごすとともに、出産後の育児について家族間で協力し合えるよう促す。	・妊娠届出の面談時を中心に、マタニティセミナーへの家族参加を促していく。 ・妊娠届出時の面談等、マタニティセミナー等で家族間で協力しながら育児を行うことの大切さについて伝える。				健康づくり課
	父親向けの子育て参加パンフレットの配布	父親の育児への積極的な参画の推進のため、子育てガイドを配布する。	・妊娠届け出時に子育てガイドを配布する。 ・子育てガイドを使用し、父親も育児に関わっていくイメージを共有する。				健康づくり課
	子育て応援ガイドブックの配布	子育てに関する情報提供を行う。	児童館、子育て支援センター、小学校、幼稚園、保育園及び市役所窓口等において、「子育て応援ガイドブック」を子育て世代を対象として配布する。				子育て支援課
	男性の学校行事等への参画促進	父親も進んで児童・生徒の教育に関わりを持ち、授業参観等の学校行事への積極的な参加を働きかけるよう、学校を指導する。	運動会や体育祭などを土日に開催することで、父親を含めた保護者が参加しやすいようにする。				学校教育課
	保育所親支援事業の充実	子どもの育ちや子どもの関わりを学び、親としての自覚と自信を高め、家庭での養育力向上を図るため、保護者の保育参加を進める。	各保育施設において、一日保育士体験など、保育施設で実施する。				保育課
	PTA家庭教育学級の充実	市民一人一人が生きがいを持ち、社会の変化に主体的に適応し、豊かな充実した人生を過ごすために、社会・地域・健康・趣味などの身近な問題について学習する機会を提供し、合わせて地域づくりへの男女共同参画を推進する。	PTA活動見直しの動きに合わせ、男女共同参画をテーマとした家庭教育学級の開設を「ハートピア21」へ収斂させることも視野に入れながら、家庭教育に関する学習活動が、男女共同において活発に行われるよう、「家庭教育」の重要性を各家庭への発信を継続する。				生涯学習課

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男性の子育て参加への促進	家庭教育学級の充実	学習機会を提供し、保護者相互の連携や協力を通じて、家庭教育の充実を図る。	子育ての課題や問題について、男女共同で解決できるための学習機会（講演等含む）を、保護者などと連携しながら創出する。				生涯学習課
男性の介護参加への促進	介護への男性の参画促進のための啓発	女性に偏りがちな介護の意識から、男女が共に担う介護への転換を図る。	男性にも受け入れ安い案内の方法や講座の内容を検討する。				高齢介護課
	介護者の集いの開催	要介護状態にある方を介護している家族等に対して、交流会や教室等を開催し、少しでも精神的負担の軽減を図れるよう支援する。	介護者が抱えている問題を洗い出し、その解決方法について模索する。				高齢介護課

2-3 女性のチャレンジ支援

2-3-① 女性の就業・起業への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
女性の就業や起業に対する支援	女性活躍に関する情報提供	女性の再就職や起業のための情報提供や多様な働き方についての啓発を行う。	・国や県が主催する市民又は企業向けの講座等の開催情報について、男女共同参画コーナーへチラシ等を配架し、周知を行う。 ・ホームページで県の「女性の働き方ポータルサイト」の紹介を行い、周知を行う。				人権推進課
	女性の起業・再就職支援	商工会と連携した相談体制により支援を行うとともに、起業に関する支援制度や講座、相談窓口等についての情報提供を行い、起業をめざす女性を支援する。また、女性の再就職についての講座の情報や相談窓口の情報提供を行う。	商工会と連携し創業支援を行う。パンフレットの配架やセミナーを実施する。				産業観光課
	無料職業紹介所の充実	地域で就職したい方を対象に希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう、きめ細やかな相談を実施する。	週に2回、無料職業紹介所を開設する。				産業観光課
	内職相談の充実	内職に関する求人情報の提供を始め、工賃やトラブル、苦情などの相談を実施する。	週に2回、内職相談を実施する。				産業観光課

2-3-② 経済分野における女性の活躍推進に向けた支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
経済分野における女性の活躍に関する情報発信	女性の多様な活躍に向けた情報発信	起業、経営をはじめとする経済分野における女性の参画の重要性を情報紙やホームページ等を通じて啓発し、女性の経済分野への参画を促進する。	・国や県が主催する市民又は企業向けの講座等の開催情報について、男女共同参画コーナーへチラシ等を配架し、周知を行う。 ・ホームページで県の「女性の働き方ポータルサイト」の紹介を行い、周知を行う。				人権推進課
農工商・自営業・小規模事業所に向けた男女共同参画の啓発	農業に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。	・県の「さいたま農村女性アドバイザー」の周知と認定の推進を行う。 ・女性農業者視察研修を行う。				産業観光課
	商工自営業等に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。	商工会等と連携しながら、商工自営業者等に従事する女性への支援を行う。				産業観光課

基本目標3 あらゆる暴力の根絶
 3-1 暴力根絶のための意識啓発
 3-1-① 意識啓発・広報の強化

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
暴力防止に向けた意識啓発・広報の充実	DVを防止するための情報発信・啓発活動	シンフォニーや広報紙、パネル展などで、女性に対する暴力防止の啓発を進める。また、デートDVについて啓発事業を検討する。	・男女共同参画情報紙「シンフォニー」へDVに関する相談窓口を掲載する。 ・女性に対する暴力をなくす運動パネル展において、DV及びデートDV防止啓発のためのパネル展示及びチラシ等の配架を行う。 ・パープルリボンキャンペーンで、パープルリボンの貼付及びパープルライトアップを市内事業所と協働で実施し、暴力防止の啓発を行う。 ・成人式でデートDVに関する啓発カードを配布する。				人権推進課
	女性に対する暴力をなくす運動の推進【新規】	女性に対する暴力をなくす運動を推進することで、DVは人権侵害であり、解決すべき問題であるという認識を一人一人が持っているよう啓発を図る。	・女性に対する暴力をなくす運動の開催について、チラシを作成し、公共施設等へ配架する。また、広報、ホームページ等で周知を行う。 ・パープルリボンキャンペーンを実施し、市職員及び協力事業所の職員の名札にパープルリボンを貼付する。また、建物等を紫色にライトアップするパープルライトアップを実施する。。 ・市内協力事業所を1者増やす。				人権推進課
若年層に向けた広報・啓発の充実【新規】	デートDV・性被害の防止に向けた若年層への広報・啓発【新規】	中高生を始めとする若年層に向けて、デートDVや性被害に関する広報や啓発活動を行い、これらの防止を図る。	・女性に対する暴力をなくす運動パネル展において、若年層に向けたパネルの展示等を行う。 ・4月の若年層性暴力被害予防月間に市ホームページで相談窓口の周知を行う。 ・成人式でデートDVに関する啓発カードを配布する。				人権推進課
		デートDVや性被害の啓発に係る資料等を各校へ送付し、防止に努める。					学校教育課

3-1-② 地域における暴力防止対策の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
地域における暴力防止対策の推進	自治会、市民団体等への情報発信	自治会、農業委員会、商工会、人権擁護委員、民生委員・児童委員、老人クラブなどの市内の団体や市内事業所などに向けて、暴力防止の啓発を行い、暴力を許さないという意識の浸透を図る。	人権擁護委員をはじめ、全市民に向けて暴力を許さないという意識の浸透を図るため、女性に対する暴力をなくす運動を実施及び周知する。				人権推進課
			担当課と連携しながら、啓発の機会を検討する。				くらし安全課
			農業委員会や商工会にむけて暴力防止の啓発を行う。				産業観光課
			民生委員・児童委員、老人クラブに対し、機会を捉え暴力防止の啓発を行い、暴力を許さないという意識の浸透を図る。				共生福祉課

3-2 相談体制の充実
3-2-①相談体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
相談窓口の充実と関係機関の連携	庁内各課と連携したDV相談の実施	DV被害者が適切な相談を受けることができるよう、庁内各課及び関係機関との連携を図る。	戸籍担当課、子育て支援担当課、高齢福祉担当課及び学校教育担当課等の庁内関係各課、並びに関係機関と連携して、DV被害者の支援相談等を行う。				人権推進課 関係各課
	相談窓口の周知	さまざまな機会を通じて、相談窓口の周知を行うことで、早期の相談を促し、暴力被害が長期化し被害者が困難な状況に陥ることを防止する。	・女性に対する暴力をなくす運動において、相談窓口の周知を行う。 ・市役所の男女共同参画コーナー及び市役所トイレに相談窓口に関するカードを配架し、周知を行う。 ・男女共同参画情報紙「シンフォニー」に相談窓口の案内を掲載する。 ・相談窓口について、市ホームページに掲載し、周知を行う。				人権推進課 関係各課
	家庭児童相談の充実	子育てに悩む両親の育児不安を解消するための相談を充実させる。家庭における児童の福祉について、市民の相談に応じ、望ましい子育てについて助言、指導を行う。	・家庭における児童の福祉について、市民や関係機関の相談に対応する。 ・保護者及び児童に不利益が生じないように、適時アセスメントを実施し、相談に対応する。				子育て支援課
	教育相談の充実	電話や面接による教育相談を充実させ、教育、人権、育児等についての保護者や児童・生徒の悩み解消を支援する。	県配置のスクールカウンセラー、各中学校のさわやか相談員、市教育センターのカウンセラーによる相談を実施する。各小・中学校においては、教育相談期間を設け、児童生徒の状況に応じた相談活動を実施する。その他、各学校では毎月1回、なかよしアンケート(小学校)及び学校生活アンケート(中学校)を実施する。				学校教育課

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
相談しやすい体制の整備	女性相談の実施	専門の女性相談員による相談を行う。また、必要に応じて専門機関を紹介する。	専門の女性相談員による相談を月3回、年間36回実施する。				人権推進課
	各種相談の実施	市民が抱える様々な問題に対して、適切な助言を行う。	市民相談、法律相談、消費生活相談等の窓口を開設し、各種相談を行う。				市民課
	相談員の相談技術向上	相談員や相談担当職員を研修に派遣し、最新の情報に基づいた適切な相談を実施する。	国や県主催のDV被害者相談対応に関する研修を受講する。				人権推進課
			埼玉県等が実施する相談担当職員の研修会に参加し、最新の法律等の知識を習得する。				市民課
	男性被害者に向けた相談機会の拡充	男性のDV被害者が相談を利用しやすいよう、男性専用の利用時間帯や窓口、電話相談の設置など、検討を行う。	・男性のDV被害者支援のため、相談窓口設置の検討を行う。 ・県の実施する男性相談について、周知を行う。				人権推進課

3-3 暴力被害者の保護・支援

3-3-①被害者の安全確保・緊急避難体制の確保

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
暴力被害者の緊急時安全確保と対応	暴力被害者の緊急時安全確保と対応	警察署及び緊急一時保護施設との連携を図り、被害者の安全を確保する。	緊急一時保護を行う際に、警察署及び一時保護施設との連携を図り、被害者の安全を確保する。				人権推進課
		緊急一時保護等の被害者に対して、生活保護制度の適切な運用を図る。	緊急一時保護等の被害者に対して、生活保護制度の適切な運用を図る。				共生福祉課
		DV被害者が同伴する子どもの安全の確保について、関係機関と連携を図り、適切に対応する。	警察等の関係機関と連携を図り、保護者及び児童に不利益が生じないよう相談に対応するとともに安全を確保する。				子育て支援課
	被害者の子どもに関する安全の確保	DV被害者が同伴する子どもの安全の確保について、関係機関と連携を図り、適切に対応する。	相談者の心理状態に十分に配慮し、適切に対応する。				学校教育課
	DV対策連携会議の開催	DV被害者の保護及び被害者の自立に向けての支援を円滑に行うことができるよう、庁内各課の連携を図る。	DV対策連携会議を1回以上開催する。				人権推進課 関係各課
	要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童の適切な保護を図るため、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会を設置する。	保護者及び児童に不利益が生じないよう、適時アセスメントを実施し、関係機関との連携及び相談に対応する。代表者会議を年1回、実務者会議を年4回実施する。				子育て支援課

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
被害者等の届出手続きに関する支援	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の、市役所での諸手続きが安全かつ迅速に行えるよう窓口に行き支援する。	DV被害者が市役所での手続きを行う際に、同行支援を行う。				人権推進課
		DV被害者の諸手続きを安全かつ迅速に行う。	・相談時には、窓口ではなく相談室を確保し、支援措置職員が対応する。 ・前住所・本籍・前本籍等他市町村と連絡を取り合いながら支援措置を実施していく。				市民課
			保護者及び児童に不利益が生じないよう、適時アセスメントを実施し、関係機関との連携及び相談に対応する。				子育て支援課
			諸手続きの迅速化と適切な情報管理を行うための対応マニュアルを担当課内に備え付け、受け入れ体制を整える。				学校教育課

3-3-②被害者の自立支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
被害者の自立に関する支援の充実	被害者の自立に関する支援の充実	DV被害者の自立に向けて、関係機関との連携を図り、必要に応じて同行支援を行い、被害者の早期の自立を目指す。	自立に向けて、関係機関との連携を図る。また、必要に応じて同行支援を行う。				人権推進課
		DV被害者の自立に向けて、届出手続きを適切に行う。	被害者の意思を大事にしながら関係機関と連携をし自立を目指していく。				市民課
		DV被害者の自立に向けて、生活保護制度の適切な運用を図る。	DV被害者の自立に向けて、生活保護制度の適切な運用を図る。				共生福祉課
		手当の申請等の手続きを適切に行う。また、必要に応じてDV被害者が同伴する子どもの相談を行う。	保護者及び児童に不利益が生じないように、関係機関と連携を図り、対応する。				子育て支援課
		保育所入所の相談、手続き等を適切に行う。	関連部署と連携を行い、保育施設利用につながるよう配慮する。				保育課
		被害者が同伴する児童の就学等に速やかに対応するとともに、児童に対し学校と連携して適切な心のケアを行う。また、転校先や居住地等の情報の適切な管理を行い学校において安全確保に努める。	関係機関との慎重かつ適切な連携を図る。児童生徒が安心して学校生活が送れるよう学校と連携する。				学校教育課

基本目標4 安心・安全に暮らせる環境づくり

4-1 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

4-1-① 男女共同参画の視点に立った防災・防犯体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
自主防災組織や消防団活動等における男女共同参画の推進	自主防災組織や消防団等への女性の参画促進	地域防災組織の結成と育成を図る。また、自主防災組織に対し、防災対策における男女のニーズの違いや女性・乳幼児・高齢者等への配慮の必要性など、男女共同参画の視点の必要性について啓発に努める。	防災訓練の打合せや出前講座などの場面で、周知を行う。				くらし安全課
	防災分野における女性リーダーの育成【新規】	防災対策、避難所運営及び被災地対応等において女性の視点を取り入れることの重要性や、各場面における女性の活動方法等を周知することで、防災分野における男女ともに参画することを推進する。	避難所対応職員を3名配置しており、うち1名は女性職員としている。この体制の維持に努める。				くらし安全課
男女共同参画の視点に立った避難所運営の促進	避難所運営等への女性の参画促進	災害対策及び復興対応において、女性のニーズを反映した対策を進めるため、男女共同参画の視点から検討を行う。	訓練の中で、協力して避難所運営を行うことを周知する。				くらし安全課
	男女共同参画の視点に立った避難所づくり【新規】	更衣室やトイレ、物干し場など、男女双方の視点に立った避難所の設営や防犯対策を行う。	男女双方の視点に立った避難所開設マニュアルへの記載及び避難所開設訓練でのレイアウト作成を行う。				くらし安全課
男女共同参画の視点に立った防犯体制の整備	自主防犯団体の活動支援	地域防犯推進委員、自主防犯組織等の地域防犯組織の活動支援を行うとともに、犯罪の起こりにくい環境整備を進める。また、未然防止への周知を図る。	・地域防犯推進委員及び自主防犯団体の活動を周知するため、活動内容等を市ホームページに掲載する。 ・自主防犯団体などの防犯活動を支援するため、防犯用品を配付する。				くらし安全課
	防犯意識の高揚に向けた啓発	警察や防犯協会と連携し、防犯指導や啓発活動を進め、防犯意識の高揚を図る。	・警察から情報提供を受けた犯罪情報などを市広報に掲載する。 ・関係機関と連携し、啓発活動を行う。				くらし安全課

4-1-② 防災分野の政策決定過程への女性の参画促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
防災に関する委員会等への女性の参画促進	防災分野の協議会・審議会等への女性の参画促進【新規】	防災分野における女性の政策決定過程への参加を拡大するため、協議会・審議会等への女性の参画を促進する。	任期が令和5年2月から令和7年1月までとなっており、今年度委員の委嘱があるため、自主防災会などの住民関係の委員に周知を行う。				くらし安全課

4-2 健康で安心して暮らせる環境整備

4-2-① 誰もが安心して暮らし続けるための支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	・市ホームページ等で制度の周知を図る。 ・申請を受けた場合は審査を行い、支給の可否を決定する。対象者の医療費の一部を支給する。 ・11月に広報きたもと、対象者に通知等で周知し、現況届を実施する。 ・12月中に新しい受給者証を発送する。				子育て支援課
	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の児童の心身の健やかな成長に寄与するため、手当を支給し福祉の増進を図る。	・市ホームページ等において制度の周知を図る。 ・申請を受けた場合は審査を行い、支給の可否を決定する。支給対象者に手当を支給する。 ・8月に広報きたもとで現況届の案内を周知するとともに、個別に案内を郵送する。提出された届出について、審査を行い結果を送付する。				子育て支援課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により生活援助等が必要な場合、又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援するヘルパーを派遣して、ひとり親家庭等の生活の安定及び福祉の増進を図る。	市ホームページ等で制度の周知を図る。必要と思われる方に、制度の案内を行う。申請を受けた場合は審査を行い、利用の可否を決定する。				子育て支援課
	母子生活支援施設への入所措置	配偶者のない女子等及びその者の養育すべき児童を入所させて、これらの者を保護する。母子生活支援施設では居室を提供するほか、生活上の心配事や仕事の事、子どもの教育の事等の問題解決の相談を行う。	必要と思われる方に対し、窓口等で制度案内を行う。				子育て支援課
	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親の就業に有利な資格の取得を促進するため、修学期間の一定期間等について、高等職業訓練促進費等を支給する。	・必要と思われる方に対し、窓口等で制度案内を行う。 ・申請を受けた場合は審査を行い、支給の可否を決定する。 ・支給対象者からの請求に対し、給付金を支給する。				子育て支援課

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
ひとり親家庭等への支援	小中学校における要保護・準要保護家庭に対する補助事業	ひとり親家庭の親が安心して子どもを育てることができるよう、また経済的な理由で就学の機会が失われることのないように、学校教育に必要な経済的な援助を行う。ひとり親家庭に対する経済的な支援を行うことにより、安心して生活できる環境を作り、併せて女性が働き続けることのできる環境作りを推進する。	就学援助に関する実施要綱に基づき、就学援助を行う。また、制度の周知徹底のため、各家庭に通知を配布する。				学校教育課
高齢者への地域生活の支援	介護予防教室等の開催	要介護状態になることを予防することにより、健康な高齢者を増加させるとともに、介護保険制度の運営を円滑にする。介護予防事業や啓発活動等を行う。	これまで介護予防に参加して来なかった方にも、その有用性を訴え、広く参加者を募る。				高齢介護課
	啓発パンフレットの作成・配布	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	適時、介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。				高齢介護課
	介護保険制度についての出前講座の開催	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	適時、出前講座の依頼を受け、普及・啓発を図る。				高齢介護課
障がいのある人への地域生活の支援	障害者相談支援事業の実施	障がい者や介護者、家族等からの相談に応えたり、サービスの利用援助や権利擁護のための必要な支援を行うことにより、自立した生活の促進を図る。	・障害者総合支援法に基づく相談支援事業を3事業所に委託して実施し、適切な助言や支援を行う。 ・緊急時や困難事例等について、基幹相談支援センターと相談支援事業所と連携して事業を実施する。				障がい福祉課
生活に困難がある方への支援	生活困窮者自立支援制度を活用した支援の推進【新規】	生活困窮者自立支援制度を活用により、生活困窮者に対する包括的な支援を通じ、男女それぞれの事情に応じた自立の促進を図る。	・相談者に寄り添った相談支援を実施する。 ・相談者の主訴を丁寧にくみ取り、必要な支援につなげ自立を促す。				共生福祉課

4-2-② 互いの性と生命を尊重する意識づくり

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報発信	様々な機会を活用して啓発を行い、女性の人権侵害についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発する。	男女共同参画コーナーや女性に対する暴力をなくす運動パネル展等において、性暴力等の防止啓発のチラシを配架する。				人権推進課
	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	女性が自らの性や健康についての自己決定権を持つことができるよう、普及・啓発活動を行う。	30代までの健康力アップ健診(女性)の周知や相談事業の中で、女性の性や健康についての自己決定権について啓発する。また、健康増進計画の推進と併せて、関係部署と連携しながら普及・啓発活動を行っていく。				健康づくり課
	健康教育・性に関する指導の推進	各学校における保健体育・理科・特別活動等の学習指導を通して性に関する指導の充実を図り、性に関する正しい知識を身につけ、男女が互いに尊重しあう態度を育成する。	保健体育・理科・特別活動等の学習指導を通して性に関する指導を行う。また、指導を充実させていくために、市教委は、研修会等の通知を配布し、参加を促す。				学校教育課
性差に応じた特有の疾病予防と健康づくりへの支援	成人健康講座・健康相談の実施【新規】	健康増進教室への参加費用を助成することにより、運動習慣の動機付けを行う。また、生活習慣病予防を目的とした健康相談を実施する。	・生活習慣病の予防及び健康づくりの支援を目的に、運動について普及啓発するため、健康増進教室の助成を行う。 ・また、食習慣、運動習慣の改善に向け希望者を対象に成人相談を随時実施する。				健康づくり課
	乳がん・子宮がん検診等、女性を対象とした検診の実施と受診勧奨	女性特有のがんなどについて啓発を行うと共に、積極的に検診の受診勧奨することにより、受診率の向上を図る。	・女性特有のがん等について、健康増進計画に基づき、がん予防教育や正しい知識の普及啓発を行う。 ・乳がん検診と子宮がん検診の集団及び個別での実施について、がんの早期発見の重要性と併せて周知する。				健康づくり課
	前立腺がん検診等、男性を対象とした検診の実施と受診勧奨	男性が罹患しやすいがんに関する啓発を行うと共に、積極的に健診の受診勧奨することにより、受診率の向上を図る。	男性が罹患しやすいがん等について、健康増進計画に基づき、がん予防教育や正しい知識の普及啓発を行う。前立腺がん検診が特定健康診査と同時に実施できることを周知する。				健康づくり課

基本目標5【男女共同参画の推進体制の強化】

5-1 計画の総合的な推進体制の充実

5-1-①庁内における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
施策の立案や決定の過程における男女共同参画の推進	女性職員の管理職への登用	行政組織の中での男女共同参画を推進するため、性別に関わりなく管理職への登用が進むように推進する。	・管理職になる前段階の研修を1日以上実施する。 ・ロールモデルの設定を行う。				総務課
	性別にとられない職員配置の推進	女性のみ男性のみといった、慣例的な職員配置を見直し、個人の能力・適性に応じた職員配置を行う。また、職員の採用にあたって、性別にとられない職員採用を行う。	性別にとられないことなく、個人の能力や適性に応じた職員配置を行う。				総務課 関係各課
女性の研修機会の拡大	女性職員の研修機会の拡大	女性の研修機会を拡大し、女性の人材育成を行う。	研修参加者の半数が女性職員となるよう研修機会を付与する。				総務課 関係各課
	職員の能力開発の支援	女性が意思決定部門や政策決定部門へ参画できるように、特に政策形成能力の養成に重点を置いた各種研修に参加できるように体制作りを行い、管理職としての能力開発及び意識改革を図る。	政策形成能力やキャリアデザインなどの研修を1回以上実施する。				総務課 関係各課
	女性管理職による意見交換会の開催【新規】	女性の管理職登用拡大やキャリア形成等について、その方策等を見出し推進するため、女性管理職による意見交換会を開催する。	女性管理職による意見交換会を1回以上開催する。				人権推進課
職員のワーク・ライフ・バランスの実現	男性職員の育児休業・介護休業の取得促進	男性の育児休業・介護休業の取得促進のため、制度の周知を図る。	制度の周知のためガイドブックを作成し、公表する。				総務課
	働きやすい勤務制度の導入による職場環境の整備	子育て職員支援研修や、男性のための育児休業取得支援研修等を実施し、子育て等を楽しみながら活躍できる職場風土を醸成する。	子育て職員支援研修や、育児休業取得支援研修などを実施する。				総務課

5-1-②庁内推進体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
庁内推進体制の充実	庁内推進体制の充実	男女共同参画の推進は、総合行政という視点から推進する必要がある、横断的な組織での調整をすることで、全庁的に取り組みを進める。	庁内の課長級職員で構成する男女共同参画推進委員会を1回以上開催する。				人権推進課
			新規採用職員に対し、男女共同参画に係る研修を実施する。				総務課
	職員研修の充実	市職員が、男女共同参画の視点を持って業務にあたることができるよう研修を実施する。	・男女共同参画職員研修を1回以上開催する。 ・新規採用職員を対象とし、男女共同参画研修を実施する。				人権推進課

5-1-③計画の進行管理

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
PDCAサイクルに基づく計画の進行管理	男女共同参画審議会の開催	計画の推進や市の男女共同参画推進施策について、審議する。	男女共同参画審議会を1回以上開催し、男女共同参画推進施策について審議する。				人権推進課
	男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成・公表	事業の進捗状況を公表する。	第六次北本市男女行動計画に係る事業の進捗状況等を「男女共同参画の推進に関する年次報告書」としてとりまとめ、市ホームページで公表する。				人権推進課

5-1-④国・県・市民・団体・事業者等との協働

推進項目	事業名	事業の目的・内容	実施計画	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
多様な主体との協働による男女共同参画の推進体制強化	市民・市内事業者等への男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画に関する情報を提供する。	・男女共同参画コーナーへ資料等の配架を行う。 ・6月の男女共同参画推進週間に行う、男女共同参画推進パネル展を開催し、男女共同参画に関する情報提供をする。				人権推進課
	国・県との連携	国・県との連携を深める。	・県主催のパープルリボンタペストリーの制作に参加する。 ・内閣府が主催する女性に対する暴力をなくす運動に参加する。				人権推進課
	研修等への講師派遣	男女共同参画に関する講師を派遣する。	職員研修に男女共同参画に関する講師を派遣する。				人権推進課
	男女共同参画の推進等に取り組む事業所認証制度の運用・周知	(再掲)1-1-①	・男女共同参画の推進に取り組む事業所を認証する制度の周知を行う。 ・男女共同参画推進者認証制度を利用する事業所を1件増やす。				人権推進課